

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画変更認可申請（滞留水の管理に係る運転上の制限の項目に係る変更）に係る面談
2. 日時：平成 29 年 6 月 13 日（火）15:30 分～15 時 50 分
3. 場所：原子力規制庁 9 階会議室
4. 出席者
 - ・原子力規制庁原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
片岸安全審査官、塩見安全審査官
 - ・東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当2名
5. 要旨
 - 東京電力ホールディングス株式会社から、平成 29 年 6 月 12 日の面談における規制庁コメントに対する回答について、資料に基づき以下の説明があった。
 - 滞留水の水位が安定していることの判断基準は「3 日間以上の測定値が± 20 mm位内の変動内であり、測定値に増加及び減少傾向がないこと。」とし、5 日間の測定結果については判断基準から削除する。
 - 水位安定エリアに貯留する滞留水の判断フロー（案）について、見直しを行った（表現の適正化）。
 - 原子力規制庁から上記に関する説明を受け、内容の詳細を確認する旨を伝えた。
6. その他
 - 配布資料：実施計画Ⅲ章第 26 条変更について